

末野原交流館ほか 豊田市公共施設太陽光発電設備導入事業（賃貸借）プロポーザルに係る質問への回答

番号	資料名	記載箇所	質問	回答
1	仕様書	7. 事業条件 (3)構造調査 イ	構造調査の際には、別途市が提供する計算書や図面等資料を参考にとありますが、資料がない場合の対応はどうなりますでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・優先交渉権者として決定され次第速やかに、確認のために不足している計算書や図面等資料の名称を市に連絡してください。 ・市で当該書類の所在を確認し、文書で提供します。 ・所在不明等、提供できない場合は、必要情報を得るための代替手法を提案してください。 ・上記対応を踏まえた協議の結果として、構造調査が不可能と判断することとなった場合は、当該施設を対象から除外します。
2	仕様書	7. 事業条件 (3)構造調査 ウ	候補施設において太陽光発電設備が設置可能な場所は、屋根を原則としますが、候補施設の屋根は困難であるが壁等、別の場所が可能と判断した場合、提案は可能でしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根以外の場所への設置可否は、優先交渉権者決定後の双方協議により判断するため、提案段階では屋根を原則としてください。 ・現段階（提案前の段階）で屋根への設置が不可能であることが、客観的かつ合理的に判明している施設がある場合は、市へ連絡してください。
3	仕様書	7. 事業条件 (6)構造調査 エ	施工の際、化粧スレートが破損した場合もしくは施工場所の破損が見つかった場合、交換用として各施設用の化粧スレートの予備在庫はおもちでしょうか？無い場合、代替品での対応で可能でしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・破損しない方法で施工してください。破損してしまった場合には、市の予備在庫の有無に関わらず、契約者が修繕してください。 ・施工場所の破損が見つかった場合は、責任区分を明確にするため、機器を設置する前に写真等で記録することとし、太陽光発電設備を設置する前に、破損の修繕を要する場合は、市に連絡し、対応を協議してください。なお、当該修繕を実施する場合の費用は市が負担することとします。（仕様書7（6）エに準拠）
4	仕様書	9.その他 (2)	本事業の目的を達成する為に必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても実施するとは、どういった事を想定していますか？事前に全てを定めてはいかがでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様に記載のないことであっても、太陽光発電設備等の設置にあたり必要となる事項を想定していますが、現段階で想定しうる条件等については仕様書に記載のとおりです。
5	別紙1	対象施設一覧	小原交流館の屋根形状、材質・・・切妻、スレートと記載有りますが、瓦の間違いではありませんか。	<ul style="list-style-type: none"> ・瓦の間違いです、別紙1を修正します。

6	別紙1	対象施設一覧	対象施設の中で、屋根形状、材質その他を理由に、一部施設の施工が困難と判断した場合、提案件数を限定することは可能でしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・提案件数を限定することはできません。提示したすべての施設に設置する提案をしてください。 ・なお、現段階（提案前の段階）で屋根への設置が不可能であることが、客観的かつ合理的に判明している施設がある場合は、市へ連絡してください。
7	実施要領	8.施設図面等資料の請求 (1) 対象資料	期間中に対象資料の請求をした場合、PDF及びエクセル方式で提供頂けるとい理解で良いか？	<ul style="list-style-type: none"> ・その理解で良いですが、確認したい資料に不足がある場合には、現地見学時に図面等でご確認をお願いします。
8	公告	2 事業の概要（2）履行期間	再度のコロナウイルス等の感染拡大等の影響により生産遅延、物流遅延などの不測の事態が発生し納期遅延となり指定する納期に間に合わない場合がございます。この場合は当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく契約期間変更等の協議に応じていただけますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・契約後に予測できない事由による場合であれば協議はしますが、リース業者へのペナルティの有無について、どのような対応になるかは、その事由によって判断させていただきます。
9	仕様書	2 事業内容（7）リース期間終了後、事業者は、導入した設備を市に無償で譲渡する。	無償譲渡の条件ですのでリース会社に固定資産税の負担は無いとの認識でよろしいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・所有権移転リースのため、リース会社様に固定資産税の申告義務はございません。
10	仕様書	2 事業内容	「設備を使用しなくなった場合、市と事業者は清算を行う」とありますが、本件は長期継続契約でしょうか、それとも債務負担行為に該当するのでしょうか。仮に長期継続契約の場合ですと翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、発注者は、当該契約を変更又は解除することができる事になりますが、変更又は解除により受注者が損害を受けた場合、協議に応じていただけますか？また、過去に同様の理由により、契約の変更又は解除をされたことはありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為を設定しています。
11	仕様書	6 事業費用及びリース契約に含まれる事項	「1年間のリース期間終了後、適法な請求書に基づき支払う」とありますが、令和7年度は2か月分の請求を行い、以降は毎年12か月分を毎年度請求を行い、最終年度は10か月分の請求を行うとの認識でよろしいですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご認識のとおりです。

12	仕様書	7 事業の条件 (7) 運転管理・維持管理(保守・点検)・報告・非常時等の基本仕様 サ 事業期間中に施設の移譲や売却などを行う場合	「移譲」先は豊田市の他の公共施設であるとの認識でよろしいですか？また、売却とは市の施設を管理する指定管理者などに売却するとの認識でよろしいですか？同時に売却とはリース契約の終了であるとの認識でよろしいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・「移譲」とは、豊田市が管理者等他の主体に当該公共施設を移譲する場合を想定しています。 ・なお、「移譲」先は、豊田市の他の公共施設又は公共用地を想定しています。 ・「売却」とは、豊田市が管理者等他の主体に当該公共施設を売却する場合を想定しています。 ・移譲や売却を行う場合、市とリース会社との本リース契約は終了となりますが、引き続いて移譲又は売却を受ける主体に対し、同等の条件でリース会社と太陽光発電設備のリース契約を締結することを条件として提示します。 ・上記リース契約の締結が不可能である場合、別の公共施設への移譲を協議します。
13	仕様書	7 事業の条件 (7) 運転管理・維持管理(保守・点検)・報告・非常時等の基本仕様 エ	「システムに必要な通信回線は4G回線等を事業者が用意すること」とあるが、4G回線等のランニング費用は提案の見積もりに含めるという認識で良いですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりです。
14	仕様書	7 事業の条件 (7) 運転管理・維持管理(保守・点検)・報告・非常時等の基本仕様 ツ 事業者は原則として保険の範囲内で速やかに復旧を行うこと。	地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害など保険会社の約款により保険金が支払われない旨が明記されている場合は豊田市様の負担にて復旧を行うとの解釈でよろしいですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・動産総合保険や、その他「別紙3」に規定する保険、プロポーザルにおいて提案された保険の範囲外の損害が生じた場合は、豊田市の負担により復旧することとなります。
15	仕様書	7 事業の条件 (7) 運転管理・維持管理(保守・点検)・報告・非常時等の基本仕様 ス	本事業で導入した太陽光発電設備の発電事業者は豊田市様になりますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご認識のとおりです。
16	仕様書	7 事業の条件 (7) 運転管理・維持管理(保守・点検)・報告・非常時等の基本仕様 イ	維持管理計画書作成にあたり保安規定を確認させていただきたい。事前に開示・共有いただけますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・優先交渉権者決定後に開示します。

17	仕様書	7 事業の条件 (7) 運転管理・維持管理 (保守・点検)・報告・非常時等の基本仕様 ウ	当該施設の電気主任技術者が本事業で導入する太陽光発電設備の電気主任技術者を兼ねていただける認識です。現在の担当設備が増えることによる委託費の増加が発生すると思いますが、その費用は豊田市様が負担するのでしょうか、それとも太陽光の導入事業者が負担するのでしょうか？導入事業者が負担する場合負担する委託費用は年間でいくらかの金額を提示いただくことは出来ますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・電気主任技術者が兼ねることを想定していますが、別で用意することが必要な場合は、保安規程に基づく点検結果を市に報告してください（仕様書7（7）オ に規定）。 ・電気主任技術者への委託及び委託費の支払いは、リース会社から行っていただきます。 ・負担する委託費用についてはリース会社様にて保安事務所等へお問い合わせいただく等の方法によりお見積りください。 ・なお、施設の保安事務所は入札等により変更となる可能性がございます。
18	別紙2 評価 基準	事業コスト (6) 費用 ア	「kW単価=施工に係る費用(円)/全施設の合計PCS容量(kW)」の計算式について、「施工に係る費用」の定義を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業費のうち、維持管理に係る費用及びリースに係る費用を除外したもので、設備費、施工費、付帯工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等が該当すると考えています。
19	その他	その他	インボイス対応をした適格請求書（お支払い予定表等）は必要ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・リース料金に関する請求書については、インボイス対応をした適格請求書は必要ありません。 ・公官庁（一般会計）は消費税申告義務がありませんので、事業者に対しインボイスの交付を求めることはありません。
20	仕様書	仕様書3 事業内容等	貴市と締結するリース契約は、リース会社との2者間となる場合、賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務（物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等）について、当該業務を貴市から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。（発電量データやCo2削減効果の検証データ等を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・2者契約となります。 ・再委託という認識はなく、リース会社様は賃貸借に向けて必要な作業の発注者となる認識です。
21	仕様書	仕様書3 事業内容等	前の質問（No.1）のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が貴市より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を貴市から受託するのではなく、貴市の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差支えないでしょうか。（当社の発注は法的には再委託にはなりませんが、再委託の場合（前の質問）と同様に売主等の業者に業務を行わせて良いでしょうか。）。	<ul style="list-style-type: none"> ・差支えありません。

22	契約約款	<p>第3条 「乙は、物件を甲が指定する期日までに納入しなければならない。」について</p>	<p>本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な発注等の管理を行っていただいていたにも関わらず、外的要因により納期遅延等が生じた場合は、協議により契約期間の変更等を行います。この場合、遅延損害金や入札参加停止等のペナルティは課しません。
23			<p>入札/契約保証金は免除頂けますでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札保証金は不要です。 ・契約保証金については、契約不履行のおそれがないと認められる場合は免除されます。
24			<p>本件の賃貸借契約は、「長期継続契約」と「債務負担行為」のどちらでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為を設定しています。
25			<p>（長期継続契約の場合） 万一の想定となりますが、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点にて残期間の残賃借料が存在する場合、残賃借料のご負担について、貴市負担にてご精算をお願い出来ますでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期継続契約でないため、該当しません。
26			<p>予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に予算削減の影響によりリース契約を解約又は変更したケースはありません。

27	仕様書	仕様書7 事業の条件(8) リース期間終了後、設備の無償譲渡	本件、賃貸借期間満了後、物件について無償譲渡条件とのご指定が御座いますので、賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税扱い（賃貸借料には同費用分は含めない）との認識でよろしいでしょうか。	・ご認識のとおりです。
28	仕様書	仕様書6 事業費用及びリース契約に含まれる事項(2)	賃貸借料のご精算スケジュールは、賃貸借期間開始後、1か月毎（翌月末日）の毎月・均等金額のお払いを頂けるとの認識で宜しいでしょうか？	・賃貸借料の支払いは、1年間のリース期間後に行います。（仕様書6（1）に規定）
29	別紙3	別紙3、共通 事業の中止、延期 発電開始に必要な認可等の 遅延によるもの	事業者負担となっておりますが、例えば電力会社の都合により遅延した場合は、別途協議事項とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	・事業者による適正なスケジュール管理が行われた上で、電力会社の都合により遅延した場合は、別途協議とさせていただきます。
30	別紙3	別紙3、計画・設計段階及び 建設段階 物価 物価変動について	負担者が事業者となっておりますが、法令・条例の変更についてはどのようなことが想定されるのか不明確なため、それに伴うコストの増加は提案時点で積算できるものではないことから、別途協議事項とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	・質問内容を踏まえ、見出しについては「物価」→「法令・条例の変更」で読み替えて回答します。 ・法令、条例の変更については、負担者は市及び事業者としております。別途協議とさせていただきます。
31	別紙3	別紙3、共通 保険 設備の設計・建設における 履行保証保険及び維持管理 機関 のリスクを保証する保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理機関のリスクを補償する保険について、仕様書8責任分担の基本事項では履行保証について明記されておりませんが、付保は必須条件でしょうか。また、付保する場合の履行保証期間はいつからいつまでを想定されておりますでしょうか。	・履行保証については仕様書8に「別紙3」によるものとする旨を記載しており、当該保険の付保は必須です。 ・履行保証の期間は設計・建設に係る期間としてください。
32	仕様書	仕様書7(6) 設備の設置（設計、工事の 実施）夕	「施設管理者等及び近隣住民近隣住民との調整等は事業者において十分行う」とありますが、具体的にはどのような調整事項がありますでしょうか？調整事項によっては、協議事項とさせて頂くことは可能でしょうか。	・施設管理者との調整は、配置協議や安全対策に関する説明などを想定しています。 ・近隣住民との調整については現段階で具体的な調整事項がありませんが、必要に応じて協議事項としてください。

33			<p>万一の場合の想定となりますが、契約の履行において貴市や、第三者に損害を及ぼした場合においても、同損害が天災地変（地震・津波・噴火等）、騒乱・テロ行為等不可抗力に起因する場合につきましては、別途協議事とさせて頂いてもよろしいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動産総合保険や、その他「別紙3」に規定する保険、プロポーザルにおいて提案された保険の範囲外の損害が生じた場合は、豊田市の負担により復旧することとなります。
34	補助金交付要綱	補助金交付要綱	<p>豊田市公共施設再生可能エネルギー設備設置事業補助金交付要綱に基づき、万一受注者の責によらない理由により、貴市への補助金完了手続きが完了できない場合、受注者の補助金相当額負担について協議頂けますでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者の責によらない場合は、協議とします。
35	補助金交付要綱	補助金交付要綱	<p>賃貸借期間中及び賃貸借期間満了後の太陽光発電設備、蓄電池の使用期間において、市の責めにより補助金の返還が発生した場合、補助金返還リスクは貴市にご負担いただくとの認識で宜しいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市の責めによる場合は、市が負担します。
36	補助金交付要綱	補助金交付要綱	<p>上記の2つの質問に加えまして、補助金に係る内容について賃貸借契約書の条文または特約として表記させて頂いてもよろしいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特約としての設定協議に応じます。
37	豊田市情報セキュリティに関する覚書	第2条（責任体制の明確化）	<p>第2条に「乙は、甲から受託した業務（以下「受託業務」という。）のうち、情報セキュリティに関する重要な情報（以下「重要情報」という。）を取り扱うもの並びに情報システムを使用するもの（以下「対象業務」という。）の履行に当たっては、乙の内部において情報セキュリティ対策に関する責任体制を明確にしなければならない。」と規定されていますが、本事業において貴市から受領するデータで「情報セキュリティに関する重要な情報」は含まれているのでしょうか。含まれていない場合、本覚書を締結する必要はない認識で合っておりますでしょうか。また、もし重要情報があるのであればどのような情報になるのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご認識のとおりです。重要情報のやりとりが必要となった場合に、別途締結いただきます。

38	豊田市情報セキュリティに関する覚書	第2条（責任体制の明確化）	第2条に「甲から受託した業務」と記載ございますが、具体的にどの業務を指しますでしょうか。	・維持管理の業務を想定していますが、締結の必要性が生じた場合に、別途読み替え規程等を協議させていただきます。
39	豊田市情報セキュリティに関する覚書	第2条（責任体制の明確化）	リース会社は、物件の納品保守等について、物件の売主等に再委託を予定しており、賃貸人（リース会社）自らは直接情報セキュリティを扱う（触れる）ことがございませんので、同規定の充足は、賃貸人自らではなく、実際に扱う業者（物件の売主や保守会社）にて充足可能であれば、差支えないでしょうか。	・当該覚書は、必要に応じて維持管理を担う事業者と市が締結することを想定しています。
40	実施要領	14 提案書の内容 （2）設置方法	施設の状況・強度及び屋根状態の詳細調査を実施の上、提案内容では履行が難しいと判断された場合は、設置方法及びシステム構成・使用機器について、協議する事は可能でしょうか。また、協議可能な場合の条件があればご教示下さい。	やむを得ないものであれば協議可能です。現時点で想定できる条件は以下のとおりです。 ・事前に判別不可な内容であること ・契約締結前であること
41	仕様書	（6）設備の設置（設計、工事の実施）工 既存の防水層等に破損がある場合は、責任区分を明確にするため、機器を設置する前に写真等で記録することとし、太陽光発電設備を設置する前に、防水層等の破損の修繕を要する場合は、市に連絡し、対応を協議すること。修繕を実施する場合の費用は市が負担することとする。	修繕を実施する場合がございますが、予算取りから修繕工事までの実施期間中のスケジュール感をご教示下さい。	必要な修繕内容により異なりますので、個別協議となります。